

中小企業の設備投資減税

今年度の税制改正において、企業の設備投資に関する減税の改正がありました。従来からある制度も含めて、主として中小企業を対象とした主なものを以下に掲げます。

	中小企業投資促進税制	中小企業等基盤強化税制	小額減価償却資産の特例
対象企業	青色申告書を提出する資本金1億円以下の法人等又は個人事業者	青色申告書を提出する資本金1億円以下の法人等又は個人事業者で、卸売業・小売業・一定のサービス業・一定の飲食店業、を営む者	青色申告書を提出する資本金1億円以下の法人等又は個人事業者
対象設備 (いずれも新品で貸付用は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ■「機械装置」で1台160万円以上(リースの場合総額210万円以上) ■「電子計算機」、「デジタル複合機」で同種の年度内の合計額が120万円以上(リースの場合総額160万円以上) ■ソフトウェアで70万円以上(リースの場合総額100万円以上) ■普通貨物自動車(3.5トン以上)など 	<ul style="list-style-type: none"> ■「機械装置」で1台280万円以上(リースの場合総額370万円以上) ■すべての器具備品(飲食店業は電気・ガス機器等に限る)で、1台120万円以上(リースの場合総額160万円以上) 	<p>取得価額が1個当たり30万円未満の減価償却資産</p> <p>※2006(平成18)年4月以降取得分は年間300万円が限度</p>
特別償却	初年度：取得価額×30%	初年度：取得価額×30%	即時償却(全額損金・経費)
税額控除	<p>取得価額×7%(税額の20%限度、1年間繰越可)</p> <p>※資本金3000万円超法人は適用不可</p>	取得価額×7%(税額の20%限度、1年間繰越可)	なし
リース税額控除	<p>リース費用総額×60%×7%</p> <p>(税額の20%限度、1年間繰越可)</p> <p>※リース期間が5年以上で耐用年数を超えないこと</p>	<p>リース費用総額×60%×7%</p> <p>(税額の20%限度、1年間繰越可)</p> <p>※リース期間が5年以上で耐用年数を超えないこと</p>	なし
取得対象期間	2006(平成18)年4月から2008(平成20)年3月まで	2007(平成19)年3月まで	2003(平成15)年4月から2008(平成20)年3月まで

注1) 中小企業投資促進税制の器具備品のうち、デジタル複写機・ファクシミリ・エアコンなどの8品目は2006(平成18)年3月をもって対象から除外され、従来のIT促進税制は2006(平成18)年3月をもって廃止されました。

注2) 小額減価償却資産の特例を適用した場合において、10万円以上のものについては固定資産税(償却資産税)がかかります。なお、20万円未満のものであれば一括償却資産として3年で均等償却すれば、固定資産税はかかりません。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号 西野会計事務所

TEL 06-6774-8282 FAX 06-6774-8281

E-mail : nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

URL : <http://www5a.biglobe.ne.jp/~nishino>